

## 心身障害者扶養共済制度の掛金の減免

### 1 支援策の内容

災害により、著しい損害を受けた場合に、損害の程度に応じて心身障害者扶養共済制度の掛金を減免する。

### 2 対象者（要件等）

- (1) 加入者及び加入者の属する世帯の他の世帯員すべてが、災害によって著しい被害を受けたことにより、市民税を減免される方
  - ア 市民税を免除されるとき・・・・・・・・・・10分の9減免
  - イ 市民税を2分の1以上減額されるとき・・・・・・・・10分の5減免
- (2) 加入者及び加入者の属する世帯の他の世帯員すべてが、災害によって著しい被害を受け、その損害の程度が(1)のア又はイに相当すると認められる方  
・・・・・・・・災害により受けた損害の程度に応じ、(1)のア又はイに準じて市長が認定する率

### 3 手続きの方法

お住まいの区福祉課に申請書を提出してください。

#### 【申請に必要なもの】

- ・世帯員全員が記載された住民票の写し
- ・「市・県民税課税台帳記載事項証明書」等の世帯員全員の課税状況が確認できる書類  
※当該書類の提出が困難な場合は、上記内容が把握できる書類による代替が可能ですので御相談ください。

- 中区福祉課障害福祉係 (TEL) 504-2588 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課障害福祉係 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区福祉課障害福祉係 (TEL) 250-4132 (FAX) 254-9184
- 西区福祉課障害福祉係 (TEL) 294-6346 (FAX) 294-6311
- 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL) 831-4946 (FAX) 879-8565
- 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL) 819-0608 (FAX) 819-0602
- 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL) 821-2816 (FAX) 821-2832
- 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL) 943-9769 (FAX) 923-1611

### 4 免除の対象期間及び受付期限

減免期間は、申請のあった日の属する月分から令和9年5月分まで。